<u> </u>	業益信仰 B
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	法 人 番 号 申告年月日 年 月
	殿
所在地	事業種目
本展が文信号   「現合は本信   本元本・作句	兆 十億 百万 千
(電話 (電話 (電話 (電話 (電話 (本) かな) ( (電話 ( ま) かな) ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	) 前期末現在の資本金の額 ( , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
法 人 名	
	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな) (ふりがな)   代表者 経理責任者	前期末現在の
氏 名	前無未免性の資本金等の額
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの連結事業を度	又は 道
事業税額(例の会額) ② <sup>兆 +億 百万</sup>	道 府 県 民 税
前事業年度の事業税額(図の金額) ⑧	
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業	表 (③の金額) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
所 得 割 額 (55× 前事業年度の月数 ) (9)	00   予定申告税額   00   00   10   10   10   10   10   1
【付加価値割額(S6× <u>6</u> 前事業年度の月数) 【⑩】	00 (①× 前事業年度又は) の (の (①× 前事業年度又は) の (の (
資本 割額 (5)× 6   前事業年度の月数 (1)	O O この申告が修正申告である場合は _
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業	現に納付の確定した当期分の法   ③   人 税割額   0 (
収入割額(⑧×前車要在座の日粉) ⑫ 兆 +億 百万	* 00 この申告により納付
**	<del> </del>  すべき法人税割額  ④  ; ; ; ; .
前は 48 集団 25 (50× 6 ) (3) 兆 土壌 百万	f: 00 kg
日本 中 年 日 哲 (四)(6)(日)	100   均   200   算定期間中において   事務所等を有していた月数   5
前事業年度の月数 / 5	00 割 円× <u>⑤</u> (6)
【 収 へ 割 額 ( <sup>62) ×</sup> 前事業年度の月数 / <sup>(16)</sup> / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	00 額 00
特男 別業 送業 機関は大車乗り類 / (2) / 6	00 この申告により納付 
法*** 人税 特別法人事業税額 (①× <u>前事業年度の月数</u> ) ®	00 4+6 00
予定申告税額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) ⑭	00 この申告の期間 ・・・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	0.0
この申告により割付すべき事業税額及び 19-20 ② 1	前事業年度又は前連結事業 年度の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ②	通算親法人の事業年度・・・・・
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
備考	
関 与 税 理 土 署 名	/ Sand-rate
	(電話 )

			事業年度)連結事業金		•	•	法人名							
		前事業年度の事業税額・	寺別法人事	業利	見額の明約	H		前事業年度又は前連絡	古事:	業年	度の法	人税	割額の明#	H
事		摘 要 課 税 標		(率 100)	税	額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等)		兆 (	十億	百万	Ŧ	.E
111/-		法第72条の2第1項	第 1 号		掲げる	事 業		課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	23)					
業	所	所得金額総額 ③ * +億 ゚゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚ ゚	于 門	/				法人税割額	24)					
税	得割	所得金額③		/	兆 十億	百万	- H	道府県民税の特定 寄附金税額控除額	25					
	付加	付加価値額総額 36		/				税額控除超過額相当額の加算額	26					
	価値割	付加価値額③			兆 十億	百万	H	外国関係会社等に係る特別対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	27					
	資	資本金等の額総額 ③		/				外国の法人税等の額の控除額	28					
	本割	資本金等の額 39			兆   億	百万	円	仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	29					
			第 2 号	V.	掲げる	事 業		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	30					
	収	収入金額総額⑩紫井障百万	T 円					納付すべき法人税割額 20-23+20-20-28-20	31)					
	割	収入金額④			兆 一億	百万	H	①のうち特別控除取戻税額等又 は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	32)					
			第 3 号	K.	掲げる	事 業		差引法人税割額	33)					
	所得	所得金額総額 ② ** +億 百万	千 円											/
	割	所得金額⑬			兆 十億	百万	円						/	
	付加架	付加価値額総額 ⑷												
	価値割	付加価値額⑮			北 十億	百万	円							
	資本	資本金等の額総額 46												
	本割	資本金等の額 ⑰			兆   億	百万	H					,	/	
	収	収入金額総額 ®												
	割	収入金額솋			兆 十億	百万	円							
		合計事業税額 33+37+39+41+43+45	+47+49	50							/	/		
		事業税の特定寄附金税額技	空除額	51)										
		仮装経理に基づく事業税額の	控 除 額	52										
		租税条約の実施に係る事業税額の	控除額	53						/	/			
		納付すべき事業税額 50-50-	-52-53	54)			<u> </u>							
		法第72条の2第1項第1	号又は第	2 +					/	/				
		所得割⑤ 兆 1億 百万 1	付加価値割	56	北 十億	百万	円							
	⑤ の	資本割切	収入 割	58				,	/					
	内訳	法第72条の2第1項	第 3 号	† K				/						
		所得割⑤ ** 「億 百万 千	付加価値割	J 60	兆 十億	百万	円	/						
		資本割⑥	収入割					/						
(特別:		摘要課稅標		[率 100	税									
法人		条の2第1項第1号に掲げる事業の 割に係る特別法人事業税額	0 0		兆 十億	百万		/						
事業税	法第72 収入:	条の2第1項第2号に掲げる事業の 割に係る特別法人事業税額	0.0					/						
税		条の2第1項第3号に掲げる事業の 割に係る特別法人事業税額	0.0											
		合計特別法人事業税額(圖+	64+65)	66										
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の	控除額	67				/						
		租税条約の実施に係る特別法人事業税額	の控除額	68				/						
		納付すべき特別法人事業税額 ⑥-	67-68	69				<u> </u>						